

藤沢市個人情報保護制度運営審議会答申第1165号

2022年（令和4年）11月10日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度  
運営審議会会長 畠山 関之

児童手当に関する事、児童扶養手当に関する事、子育て世帯生活支援特別給付金に関する事及び子育て世帯への臨時特別給付金に関する事に係る個人情報を目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略について（答申）

2022年（令和4年）10月24日付けで諮問（第1165号）された児童手当に関する事、児童扶養手当に関する事、子育て世帯生活支援特別給付金に関する事及び子育て世帯への臨時特別給付金に関する事に係る個人情報を目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略について、次のとおり答申します。

#### 1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第12条第2項第4号の規定による個人情報を目的外に提供する必要性があると認められる。
- (2) 条例第12条第5項ただし書の規定による個人情報を目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

#### 2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たり個人情報を目的外に提供する必要性及び目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由は、次のとおりである。

##### (1) 諮問に至った理由

神奈川県藤沢北警察署長司法警察員警視（以下、「警察」という。）から、刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査のため、子育て給付課で保有する各種手当及び給付金の給付状況に関する個人情報の照会がなされた。

刑事訴訟法第197条第2項の規定は、目的外のために提供しなければならないことが義務付けられている場合に該当せず、実施機関の裁量に委ねられている場合に該当するため、警察に子育て給付課が保有している個人情報を目的外に提供することについて、藤沢市個人情報の保護に関する条例第12条の規定に基づき、藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問

するものである。

(2) 個人情報を目的外に提供することについて

ア 目的外に提供する資料

照会対象者の住所、氏名、生年月日、手当・給付金対象児童名、手当及び給付金の種別、申請年月日、給付年月日及び金額、支払方法及び振込先口座、手当等の停止・再開の有無、児童手当・特例給付認定請求書の写し、児童扶養手当認定請求書の写し

イ 目的外に提供する相手方

神奈川県藤沢北警察署長司法警察員警視

ウ 目的外提供の根拠規定

刑事訴訟法第197条第2項

エ 目的外提供に対する実施機関の考え

(ア) 照会の法的位置づけ

件の個人情報の目的外提供に係る依頼は、刑事訴訟法第197条第2項に基づくもので、「捜査については、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。」となっており、必要な資料の請求権を認めたものがあるが、その照会に応じなければならない拘束力はない。

しかし、本件照会は、正当な請求権を有した警察によって行われるものであり、受け取った情報について守秘義務が課せられている。また、捜査の適正かつ迅速な対応のために行うものである。

(イ) 目的外に提供する必要性

今回の照会の具体的な必要性について、照会元に問い合わせたところ、「捜査内容の詳細については回答できないが、照会対象者は、捜査中の死亡した児童の関係者である。死亡した児童（被害者）に対しての手当等を受給していないか、また、これまでの手当等の受給状況や金銭管理等の状況を確認し、他の捜査結果と照合を図ることで、養育状況を明らかにする必要があるため提供をお願いしたい。」とのことであった。

本件の目的外に提供する個人情報は、児童手当、児童扶養手当、子育て世帯生活支援特別給付金及び子育て世帯への臨時特別給付金に係る個人情報であり、ほかに代替手段が想定し難いものである。

よって、本件の目的外提供に係る個人情報の内容と照会の趣旨等を勘案した結果、本件の照会に応じる必要があるものと判断する。

なお、個人情報を提供する際には、藤沢市個人情報の保護に関する条例施行規則第11条に定める提供を受けるものが執る措置を講じるように伝えるものとする。

(3) 個人情報を目的外に提供することに伴う本人通知の省略について

個人情報を目的外に提供する場合、当該個人情報の帰属者に対してあらかじめその旨を通知すべき義務が実施機関に存している。

しかし、本件に係る目的外提供は、捜査のために行うものであり、本人通知をした場合には、当該捜査の遂行に支障が生じることを警察に確認した。

以上のことから、本人通知しないことについて、合理的理由があると認められるため、当該通知を省略することとしたい。

(4) 添付書類

- ア 捜査関係事項照会書
- イ 回答書（案）
- ウ 個人情報取扱事務届出書

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、「1 審議会の結論」(1)及び(2)のとおり判断をするものである。

(1) 個人情報を目的外に提供する必要性について

今回の照会の具体的な必要性について、照会元に問い合わせたところ、「捜査内容の詳細については回答できないが、照会対象者は、捜査中の死亡した児童の関係者である。死亡した児童（被害者）に対しての手当等を受給していないか、また、これまでの手当等の受給状況や金銭管理等の状況を確認し、他の捜査結果と照合を図ることで、養育状況を明らかにする必要があるため提供をお願いしたい。」とのことであった。

また、実施機関も説明するとおり、本件の目的外に提供する個人情報は、児童手当、児童扶養手当、子育て世帯生活支援特別給付金及び子育て世帯への臨時特別給付金に係る個人情報であり、ほかに代替手段が想定し難いものである。

よって、本件の目的外提供に係る個人情報の内容と照会の趣旨等を勘案した結果、本件の照会に応じる必要があるものと判断する。

(2) 個人情報を目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由について

個人情報を目的外に提供する場合、当該個人情報の帰属者に対してあらかじめその旨を通知すべき義務が実施機関に存している。

しかし、実施機関が警察に確認したとおり、本件の目的外提供は、捜査のために行うものであり、本人通知をした場合には、当該捜査の遂行に支障が生じることとなる。

以上のことから判断すると、個人情報を目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

以 上